

二ツ塚処分場埋立関連施設生活環境影響調査に対する意見書の概要と事業者の見解

名 称：二ツ塚処分場埋立関連施設生活環境影響調査

告 示 日：令和 7 年 1 月 20 日（月）

縦 覧 期 間：令和 7 年 1 月 20 日（月）から令和 7 年 2 月 20 日（木）まで

意見書提出期間：令和 7 年 1 月 20 日（月）から令和 7 年 3 月 5 日（水）まで

意見書提出状況：3 件（意見数 44 件）

二ツ塚処分場埋立関連施設生活環境影響調査に対する意見書の概要と事業者の見解は以下のとおりです。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	1	一時的に埋立てを行うのに、焼却残さ処理施設(移動式破砕機、混練機)が必要な理由が不明瞭ではないか。	一時埋立てに際して、埋立に適さない概ね 15 cm 程度の大きさの焼却残さ（燃え殻：湿灰）破砕のために移動式破砕機を設置します。また、特別管理一般廃棄物である焼却残さ（ばいじん：乾燥灰）を埋立てられるよう薬剤処理するために混練機を設置します。移動式破砕機は一時埋立てした焼却残さの掘起し後の破砕でも使用します。
	2	焼却残さはもともと細かいので、破砕しなくても問題ないのではないかと。搬出後に時間が経った灰は固化してしまうが、そのような灰を搬入するのか。	一時埋立てに不適切な大きさの焼却残さ（燃え殻：湿灰）の混入が確認された場合には破砕をします。移動式破砕機は一時埋立てした焼却残さの掘起し後の破砕でも使用します。
	3	飛灰と湿灰はブレンドして埋めた方が、後で使いやすいと思うが、分けて埋めるのか。掘り起こしの時には、外部環境との遮断(テントが必要)と聞いたことがあるが、問題ないか。	現時点ではブレンドして埋め立てる予定です。なお、一時埋立てした焼却残さの掘り起こし作業は、散水など飛散防止対策を講じながら屋外で行います。
	4	飛灰用の薬剤は、窒素成分が多く、強いアンモニア臭があると思う。施設から漏洩した場合でも埋立地内なので問題ないと思われるが、浸出水と共に流れた場合は、水処理の負荷を極端に高め、水処理が不能となる恐れもあるため、取り扱いには十分気をつけていただきたい。	防液堤を設置し、万一、薬剤貯留槽が破損して薬剤が漏洩しても、設備の外に流出しないように対策しています。薬剤は、SDS に基づき取扱します。
	5	施設は埋立地内に設置するということが、極端な豪雨があった場合、施設の水没等は問題ないか。固化前の飛灰が流出することはないと思うが、テント屋根の降雨排除など、雨水排除対策も行っておくと、下水道への放流量も少なくなり、費用軽減に役立つと思う。	電源盤など、設備は必要に応じて基礎のかさ上げ等により豪雨の対策をいたします。また、処分場内の水はけに影響を与えないよう、排水設備の整備を行います。埋立地内の雨水は、処分場に浸透させます。テント屋根の降雨排除については、屋根への降雨量を処分場全体で考えるとわずかであり、水処理施設で十分処理可能であることに加え、外周に埋立地内から雨水を流すべきではないと考え、処分場内の集排水施設に接続して浸出水処理施設で処理し、下水道に放流します。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
	6	焼却残さの燃え殻:湿灰とはどのようなものか。その定義とどのような工程で得られるものかの説明を伺いたい。	湿灰とは、主に可燃ごみ処理施設の焼却炉のうち、ストーカー炉と呼ばれる焼却炉の炉底から排出される残留物を、水で冷却したものです。搬出に際しては、湿潤状態で貯留されます。
	7	焼却残さのばいじん:乾燥灰とはどのようなものか。その定義とどのような工程で得られるものかの説明を伺いたい。	乾燥灰とは、主に排ガス中から分離して集じん装置や煙道各部で捕集される飛灰です。高温のまま搬出されるため乾燥状態で貯留されます。
	8	仮設テント内は負圧であろうが、どのようにして実現され、どの程度に保たれるのか。	排風機・集じん装置により外部から空気を吸引することにより、テント内のばいじんが流出しないよう負圧に保持します。
	9	仮設テント内ヘトラックにて湿灰と乾燥灰の受払いがなされるようだが、トラックでの入出時の仮設テント内の気圧の変化、負圧はどのようにして担保されるのか。	仮設テント内に搬入車両が出入りする際、出入口を開閉しますが、排風機・集じん装置により外気が仮設テント内に吸気されることから、仮設テント内は負圧に保持されます。
	10	移動式粉砕機での粉砕は散水しながら行われるのか。	仮設テント内で散水して粉じんの飛散を防止しながら破碎処理します。
	11	乾燥灰受入れは、トラックから乾燥灰貯留槽まで、密閉式のコンベアで流れるのか。	トラック（粉粒体運搬車）から乾燥灰を受入れる際は、直接管に接続して貯留槽まで空気搬送します。
	12	混錬機と薬剤貯留槽で使用する薬剤は、どのような薬剤か。更なる環境汚染の恐れはないか。運搬は1日1台とあるが、処理量が1日90tであるから、薬剤は10t程度の使用となるのか。	使用する薬剤は、乾燥灰中の金属類と反応して溶出しない難溶性化合物を形成する有機系薬剤です。安全性を確認して製品化された薬剤であり、全国のごみ処理施設で使用されています。通常、乾燥灰に対して3～5%の添加量で使用することから、3～5t/日の使用量となります。
	13	バグフィルタのメーカー名、規格、能力、運転とメンテについて知りたい。	機器・仕様は詳細設計で決定しますが、一般的なごみ処理施設と同様の設備になります。メンテナンスは、実際に導入する機器のメーカーの指導に沿って適切に行います。
	14	湿灰受入処理施設の仮設テントと乾燥灰受入処理施設の仮設テント何れも集塵設備付きとあるが、集塵設備が何処に設置されているのかが分からない。	集じん装置は、両仮設テントの排風機の手前にそれぞれ設置する予定です。
	15	集塵設備の設置場所、規格、能力、及び集塵されたものの処理はどうするのかの方法が明記されていない。	湿灰集じん機の能力は800 m ³ /分、乾燥灰集じん機の能力は40 m ³ /分とし、両仮設テントの排風機の手前にそれぞれ設置する予定です。集じん器で捕集した粉じんはエコセメント化施設で再資源化します。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
	16	湿灰受入処理施設の仮設テント内にて、「粗物異物除去」がなされるようだが、粗物とはどのようなもので、どの程度の大きさや物質か、どのような方法・体制で除去されるのか。作業に関わる方々の安全と健康はどのようにして担保されるのか。	粗物とは、焼却残さに混入した金属がら等を想定しています。仮設テント内では、概ね 10～15cm の大きさに「ふるい」による機械選別で除去する計画です。 実際の作業に係る人員・体制については、作業環境測定を踏まえたものとします。
	17	仮設テントのメーカー、請負業者、工事費を知りたい。	仮設テントは大型テントで実績のあるメーカーの製品を選定します。請負業者は鹿島環境エンジニアリング(株)で、施設設置費は内部の設備と合わせて約 15 億円です。
	18	使用される機械設備についても、費用を知りたい。	排風機、集じん機、混練機等を設置予定で、それらは一般的なごみ処理施設で使用されているものと機能的には同じ設備になり、費用はテント設置費の 15 億円に含まれます。
	19	図 3.2-4 騒音発生源の位置(詳細)について、No. 7 の「排風機」は外部から内部へ空気を送るものか。また、No. 6 のバグフィルタは 2 台と連携するものか。連携しない場合、2 台のバグフィルタを通過するガスは何处で発生して、どのような経路を通るのか。さらに、仮設テントでの作業員の員数、仮設テント内での空調の方法、気温、粉塵のコントロールの方法と基準値の設定などはあるのか。作業員の健康はどのようにして守るのか。	排風機はテント内の空気を外部に放出するための設備です。2 台のバグフィルタはそれぞれ独立して稼働し、各排風機により吸引された空気は、仮設テント内の各バグフィルタでろ過して外部に放出します。仮設テント内の作業環境は労働安全衛生法に基づく作業環境測定を行い、作業員の安全・健康保全を確認します。
生活環境について	1	騒音に関しては、計画地が山間部となるため、第 3 種区域または第 4 種区域あたりまで緩めても良いのではないかと。	騒音の公害防止基準値は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）」別表第 7「工場及び指定作業場に適用する規制基準」に基づいております。計画地は山間部であり、都市計画法の用途地域が定められていない地域（いわゆる「無指定地域」）であることから、当該条例別表 7 における第 2 種区域の基準値が適用されます。 なお、当該条例の別表 7 では、第 3 種区域または第 4 種区域に該当する用途地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等が該当しております。
	2	風配図より、北東から南西の風が多いようだが、風向風速計の周辺に風を遮るようなものは無いのか。	計画地は谷地形のため、平地に比べて風の流れは特徴的なものと考えます。
	3	悪臭の予測結果について、二ツ塚処分場で埋立てを実施していた時にも問題は生じていないというコメントも入れた方がよいのではないかと。	本事業における生活環境影響調査の対象は、新設する湿灰受入処理施設(移動式破砕機を含む。)、乾燥灰受入処理施設(混練機を含む。)であることから、既設である二ツ塚処分場内の埋立作業に係る内容は対象外となりますので、記載しておりません。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
	4	山間の二ツ塚処分場の広大な 60 ヘクタールの敷地内に設置される設備であり、三次元方向に十分に希釈されているので、計画敷地境界での調査は実質的な意味をなさない。1km も隔てた場所でもし設備からの影響が顕著に感知できる場合には、重大事故であるとも言える事態であろう。調査書のページ数の嵩上げをすることで、熱心に仕事をしましたとのポーズ取りではないか。またその調査方法にも多々疑問が残る。	生活環境影響調査は、「施設が周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすか」を調査、予測、分析するものであるため、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」（以下、「指針」という。）に定められた方法に基づき、施設が設置される場所の敷地境界の状況を調査、予測、分析し、敷地境界の外への影響の有無と、その程度を確認しており、妥当な方法であると認識しています。
	5	気象における既存資料調査のデータが計画地の北東約 6.3km 先の青梅観測所とされているが、計画地の現場とは距離だけではなく、地形も高度も全く異なる。局地気象の実態も全く考慮されることないまま、既存資料調査として整理されることの意味が判らない。	調査対象範囲とした計画地から約 1km の範囲内に、地上気象調査の実施を確認することができませんでした。 そのため、計画地の最寄りで地上気象調査を実施している場所としてかつて実施された青梅観測所の状況を記載しております。
	6	風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 5 年度：計画地）について、局地的な大気の流れは地形・建造物などの影響が大きいことは当然である。場内の風向のデータは施設東側にある計測器でのものであり、本来ならば新たに計画される施設（工場南西）での計測が必要である。計画地のデータとは言えないのではないかな。	エコセメント化施設の建設の際に実施した「多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業の環境影響評価手続き」において、エコセメント化施設の建設地で地上気象を測定しております。過去の計測データを確認すると、処分場内の風の流れがおおむね一致することから、二ツ塚処分場の特徴的な状況を把握できており、東側での計測のみで問題ないと考えます。
	7	大気質の予測について、ビューフォート風力階級 4 以上（砂埃が立つ程度の風力）が令和 5 年度で年間 0 時間と書かれているが、その風力が一風も吹かなかったことを証明するものではない。また、砂埃が舞い立つのは風力階級 4 以上に限られず、微風でも舞い立つときは風に乗る。また粉塵は砂埃程度の大きさの粒子ばかりでなく、粒度分布数は圧倒的に微細な粒度であり、微風でもかなりの距離を飛んでいく。唯一つの観測データで、全ての森羅万象をカバーしようとするのは全くの傲慢というもので、ゴマカシに外ならず、非科学的である。	設備機器は全て仮設テント内に設置し、テント内を陰圧に保つため、施設の稼働による粉じんはテントの外に漏洩しないものと考えております。 また、本調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）及び指針に則った科学的に認められている方法で実施しております。指針に基づく予測方法とは、「類似施設の引用」「ビューフォートの風力階級を用いた風向別・風速階級別出現頻度による定性的予測」「その他適切な方法」となっています。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
	8	谷戸沢処分場で行われていた焼却灰の埋め立ては、風で焼却灰が周りに飛び散るため、大変乱暴な方法と言わざるを得ない。1日のうちでも風の強い時間帯があり、灰は軽いため、少しの風でも飛び散る。さらに公害防止協定で風速の強い日は、焼却灰の搬入が禁止されていたが、あろうことに台風の日も搬入が行われていたのを目撃した。調査書によれば、二つ塚付近は西から東に吹く風が年間通して多いことが分かるが、二つ塚から青梅市の川沿いの地域(畑中、和田町、日向和田)に向かって風が吹くことになる。焼却灰を乗せた風がこれらの多摩川沿いの地域に吹き込み、ダイオキシンを含んだ汚い空気は谷間に残って川に沿って流れていくのではないかと懸念されている。	「日の出町二つ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書」より、埋立作業については風速 5.5m毎秒以上が 10 分間継続した場合、作業を中止するものとしております。 したがって施設の稼働に伴う粉じんの周辺への飛散は限りなく少ないと予測され、さらに設備機器の仮設テント内への設置や、場内への散水といった環境保全措置の実施により影響が低減されるものと考えております。
手続き	1	「1.1 目的」の文中にある周辺環境とはいかなる範囲を指すのか具体的な地域名を伺いたい。 「東京たま広域資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」の第4条に定める縦覧の場所は、「生活環境影響調査を実施した周辺地域で、管理者が指定する場所」とある。しかし廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第8条の4では、「第8条第1項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。」とある。	廃棄物処理法において、法律の目的は「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」とされており、指針において生活環境影響調査は、「施設が周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすか」を調査するものとされております。この定義に基づき、本調査では、施設の設置により生活環境にどのような影響があるかを調査、予測、分析を実施しております。 各予測項目の影響が想定される範囲は、最大でも敷地境界からおおよそ 100m の予測範囲であると考えております。具体的には日の出町及び青梅市が該当し、「周辺環境」は日の出町の一部及び青梅市の一部となっております。 なお、ご指摘の廃棄物処理法第8条の4は、今回の生活環境影響調査結果の縦覧場所を定めたものではありません。「第8条第1項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、」とあるとおり、施設の設置許可を受けた者に対する法令となり、循環組合では現在、既存施設に関してこの規定に基づき維持管理の記録をゲート入口に備え付けています。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
	2	青梅市が縦覧の場所に指定されなかったのは周辺の環境に影響を及ぼす地域と認識しなかったと理解してよいか。	各予測項目の影響が想定される範囲は、最大でも敷地境界からおよそ 100m の予測範囲であると考えております。これに係る範囲として日の出町及び青梅市が該当し、「周辺環境」は日の出町の一部及び青梅市の一部となっており、この範囲における生活環境への影響を調査したものです。 縦覧等の手続きについては「東京たま広域資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例」に従い以下のとおり実施しております。 ・関係する市町村との協議について：同条例第 8 条「生活環境影響調査を実施した地域に組織団体以外の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧及び意見書の提出手続きについて協議する」の規定により、日の出町（日の出町町長）に対し縦覧及び意見書の提出手続きについての協議を行いました。なお、青梅市は、組織団体（25 市 1 町）の一員であることから、この協議は行っておりません。 ・縦覧の場所等について：同条例第 4 条に基づく組合事務所での縦覧のほか、生活環境影響調査を組合ホームページで公開することで、日の出町、青梅市及びその他の地域の方にも縦覧いただける方法を取るとともに、意見書の提出で電子メールを併用するなど、近隣住民の方に限定することなく手続きを実施しております。
	3	意見の内容と意見に対する見解はどのような形で公示されるのか。	紙媒体及び組合公式ホームページにて公表いたします。
	4	見解に対する再度の質問の機会はあるのか。	廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査の制度では、この見解書に対する質問の機会についての定めはありません。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
	5	施設の北側の境界線は日の出町と青梅市の境界線だが、施設の周囲の5分の2以上が青梅市と隣接している。もし汚染などの迷惑の原因となるものが発生したとすると、その影響の5分の2程度は青梅市にも及ぶこともあるだろう。青梅市に住まう人々に縦覧の機会も与えることなく、意見を求めようとされないのは何故か。それを規制する法令や規則などは無いからとするのは正しいのだろうか。そして何もしなくとも許されるのであろうか。おかしいと思われないのか。法に触れなければ、何をしても許されるということなのだろうか。	各予測項目の影響が想定される範囲は、最大でも敷地境界からおおよそ100mの予測範囲であると考えております。これに係る範囲として日の出町及び青梅市が該当し、「周辺環境」は日の出町の一部及び青梅市の一部となっており、この範囲における生活環境への影響を調査したものです。 縦覧等の手続きについては「東京たま広域資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例」に従い以下のとおり実施しております。 ・関係する市町村との協議について：同条例第8条「生活環境影響調査を実施した地域に組織団体以外の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧及び意見書の提出手続きについて協議する」の規定により、日の出町（日の出町町長）に対し縦覧及び意見書の提出手続きについての協議を行いました。なお、青梅市は、組織団体（25市1町）の一員であることから、この協議は行っておりません。 ・縦覧の場所等について：同条例第4条に基づく組合事務所での縦覧のほか、生活環境影響調査を組合ホームページで公開することで、日の出町、青梅市及びその他の地域の方にも縦覧いただける方法を取るとともに、意見書の提出で電子メールを併用するなど、近隣住民の方に限定することなく手続きを実施しております。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
	6	大気汚染による被害を被る青梅市民に、広報も縦覧も何もなされないのはまったくおかしい。ちなみに本件と同様の手続きを実施している、朝霞和光資源循環組合は、意見の提出要件を「建設予定地周辺に居住している方」として、周辺住民にしっかりと意見を聞く手続きを行っている。同様に、中巨摩地区広域事務組合も、意見提出要件を、「生活環境に影響を及ぼす周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき」として、周辺地域の市町村の住民にもしっかりと意見を聞いて実施している。本件は手続き自体に問題がある。青梅市を縦覧場所に設定し、再度手続きをやり直すべきである。	各予測項目の影響が想定される範囲は、最大でも敷地境界からおおよそ 100m の予測範囲であると考えております。これに係る範囲として日の出町及び青梅市が該当し、「周辺環境」は日の出町の一部及び青梅市の一部となっており、この範囲における生活環境への影響を調査したものです。 縦覧等の手続きについては「東京たま広域資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例」に従い以下のとおり実施しております。 ・関係する市町村との協議について：同条例第 8 条「生活環境影響調査を実施した地域に組織団体以外の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧及び意見書の提出手続きについて協議する」の規定により、日の出町（日の出町町長）に対し縦覧及び意見書の提出手続きについての協議を行いました。なお、青梅市は、組織団体（25 市 1 町）の一員であることから、この協議は行っておりません。 ・縦覧の場所等について：同条例第 4 条に基づく組合事務所での縦覧のほか、生活環境影響調査を組合ホームページで公開することで、日の出町、青梅市及びその他の地域の方にも縦覧いただける方法を取るとともに、意見書の提出で電子メールを併用するなど、近隣住民の方に限定することなく手続きを実施しております。
	7	本調査書がその対象としている日の出町の住民以外でも、本施設の周辺の散歩を日課として楽しみにしている人々や都心からのハイカーなどのことには一言も触れていない。また施設の周辺の草木、微生物、昆虫、野生動物についての生活圏への言及や配慮は本調査書になかった。生活環境への影響が及ぼすものは広域にわたるため、日の出町の住民だけに限られることではない。それらは日の出町の住民の社会的な生活環境に間接的ながらも跳ね返り、大きく深い影響を及ぼすことになると思う。	本事業は、廃棄物処理法に係る生活環境影響調査を実施しております。生活環境影響調査は、生活環境への影響を調査、予測、分析するものであるため、対象となる項目は大気質、騒音、振動、悪臭、水質となっています。このうち、本調査においては事業の特性を踏まえ生活環境影響項目及び生活環境影響要因を選定しております。 なお、本事業は環境影響評価法及び東京都環境影響評価条例の対象外のため、ご指摘いただいた動物、植物、ハイキングコース等に関する項目は、本事業では調査対象外となっております。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
その他	1	「1.1 目的」の「更新工事中においても通常通り焼却残さを受入れるが、エコセメント化施設での処理は困難となることから・・・」がわかりにくいので「更新工事中においても、組合では通常通り焼却残さを受入れるが、更新工事のため施設が停止するエコセメント化施設での処理は困難となることから」としてはどうか。	今後皆様にお示しする資料等を作成する際の参考とさせていただき、わかりやすい表現となるよう努めて参ります。
	2	「1.6 施設の処理能力」について、素人にはどちらの施設に移動式破砕機または混練機が入るのかわかりにくいので、施設の処理能力に記載のある施設に、湿灰受入処理施設(移動式破砕機)、乾燥灰受入処理施設(混練機)と記載した方が丁寧ではないか。	今後皆様にお示しする資料等を作成する際の参考とさせていただき、わかりやすい表現となるよう努めて参ります。
	3	「1.7 施設の処理方式」について、素人にはどちらの施設に移動式破砕機または混練機が入るのかわかりにくいので、「湿灰受入処理施設(移動式破砕機):低速回転破砕方式」「乾燥灰受入処理施設(混練機):薬剤処理方式」と記載した方が丁寧ではないか。	今後皆様にお示しする資料等を作成する際の参考とさせていただき、わかりやすい表現となるよう努めて参ります。
	4	「1.8.2 乾燥灰受入処理施設」の記載順は作業手順的に、混練機と乾燥灰貯留槽を入れ替えた方が良いのではないか。	今後皆様にお示しする資料等を作成する際の参考とさせていただき、わかりやすい表現となるよう努めて参ります。
	5	騒音の既存現地調査結果について、流量の増加が騒音に繋がるのかわかりにくい。「流量が増加したことで、川を流れる水の音が・・・」などを追記した方が丁寧ではないか。	今後皆様にお示しする資料等を作成する際の参考とさせていただき、わかりやすい表現となるよう努めて参ります。
	6	焼却残さとばいじんについて、これまでに見本の提供を要求したことが何回かあるが、何れも却下されている。如何なる理由で拒絶されたのかの理由を知りたいし、再考をお願いしたい。	今回の生活環境影響調査は、埋立関連施設の設置届出に伴い実施したもので、エコセメント化施設に関するものではないため、回答を差し控えさせていただきます。
	7	エコセメント化施設の見学を申し込んだ経緯があるが、何度も却下されている。私企業ならば企業秘密保持の観点などから、利害関係者を拒絶する場合もあり得るかもしれないが、公共事業体が差別的セクションをなされるのは正しいことなのか。改めてご回答頂きたい。	今回の生活環境影響調査は、埋立関連施設の設置届出に伴い実施したもので、エコセメント化施設に関するものではないため、回答を差し控えさせていただきます。

区分	No.	意見書の概要	事業者の見解
	8	ニツ塚処分場に運ばれている灰に含まれるダイオキシンは、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある毒物として、ダイオキシン類特別措置法で規制されている。中間処理場も最終処分場もこの法律の規制の対象となる施設であるので、その自覚を持って施設の運営をしていたきたい。エコセメント化施設は焼却灰を1350℃の高温で加熱しダイオキシンを分解して排出するが、ダイオキシン類は外界に出るまでに冷却され、再び合成されと言われている。最近、バグフィルター機能が向上するとともに安定化したと言われているが、煙突からダイオキシンを含むガスを排出していることに変わりない。	今回の生活環境影響調査は、埋立関連施設の設置届出に伴い実施したもので、エコセメント化施設に関するものではないため、回答を差し控えさせていただきます。 なお、エコセメント化施設では1350℃以上の高温でクリンカを焼成することにより、ダイオキシン類は分解され、そこからの発生ガスを200℃以下に冷却することで、再合成を防いでおります。
	9	エコセメント化施設の環境影響被害の蓋然性を考える時、煙突の距離から同心円状に広がると考えるのが妥当である。組合の考え方では、二ツ塚処分場が日の出町玉の内集落の入会地であったため、地元を日の出町としているが、科学的な考え方ではない。組合は日の出町に対し地元として丁寧な説明をして迷惑料も支払っているが、青梅市には、灰を運ぶトラックの運搬路として、長渕自治会が認められているだけで、その他の自治体には一切の説明もない。現状の地元認定は合理性に欠けると言わざるを得ない。煙突からの距離を基準にして地元を認定すべきである。	今回の生活環境影響調査は、埋立関連施設の設置届出に伴い実施したもので、エコセメント化施設に関するものではないため、回答を差し控えさせていただきます。 なお、かつてエコセメント化施設建設時に作成した環境影響評価書において、施設の煙突から半径2kmの範囲について環境に及ぼす影響の評価を実施しており、その影響は環境基準値及びその他評価の指標を下回る結果となっております。
	10	1350℃のロータリーキュルンを中間処理場に設置すれば、二ツ塚にはセメント製造ラインだけあればいいことになる。二ツ塚処分場への運搬についても、運行路のダイオキシン汚染の心配がなくなる。エコセメントは、海外の検査機関で安全性が確かめられたということだが、もっと広めて、地球上にダイオキシン汚染から人類を救ってほしい。東京23区の焼却灰も脱ダイオキシンをして、エコセメントの材料にすれば、海洋汚染は多少なりとも改善するだろう。バグフィルターも改良されて性能が向上しているのだから、海洋汚染の改善を目指して、今こそエコセメント技術を広める時ではないか。	本事業を含め、今後の施設運営の参考とさせていただきます。